



山形県公報

令和2年4月10日(金)
第95号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………	(最上総合支庁地域保健福祉課) ……	412
○指定障害児通所支援事業者の指定……………	(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……	同
○同……………	(同) ……	同
○同……………	(同) ……	同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………	(同) ……	413
○同……………	(同) ……	同
○指定障害児通所支援事業者の指定……………	(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……	同
○同……………	(同) ……	同
○介護医療院の開設の許可……………	(同) ……	414
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………	(同) ……	同
○同……………	(同) ……	同
○同……………	(同) ……	同
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院の認定……………	(障がい福祉課) ……	415
○応急入院指定病院の指定……………	(同) ……	同
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院の指定……………	(同) ……	同
○特定計量器の定期検査の実施……………	(商工産業政策課) ……	416
○同……………	(同) ……	418
○地域登録検査機関の登録……………	(県産米ブランド推進課) ……	419
○家畜伝染病発生の届出……………	(畜産振興課) ……	420
○土地改良区の役員の退任の届出……………	(最上総合支庁農村計画課) ……	同
○土地改良区の役員の就任の届出……………	(同) ……	同
○県営土地改良事業計画の決定……………	(置賜総合支庁農村計画課) ……	421
○同……………	(同) ……	422
○土地改良区の役員の就任の届出……………	(庄内総合支庁農村計画課) ……	同
○道路の区域の変更……………	(置賜総合支庁建設総務課) ……	同
○公共測量の実施の変更の通知……………	(県土利用政策課) ……	423
○同……………	(同) ……	同
○同……………	(同) ……	同
○公共測量の終了の通知……………	(同) ……	同
○同……………	(同) ……	424
○同……………	(同) ……	同
○同……………	(同) ……	同

告 示

山形県告示第280号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人舟和会	デイサービスセンター遊楽館 最上郡舟形町長沢3798番地	通 所 介 護	令和 2. 3. 31

山形県告示第281号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
米沢市 米沢市金池五丁目2番25号	米沢市立ひまわり学園 米沢市中央六丁目1番45号	保育所等訪問支援	令和 2. 4. 1

山形県告示第282号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
合同会社P A - L 米沢市塩井町塩野1197番地の3	support roomぱある 米沢市徳町13-7	保育所等訪問支援	令和 2. 4. 1

山形県告示第283号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人みなあい 南陽市郡山602番地の11	放課後等デイサービス プリムラ 南陽市二色根字綿打432番3	放課後等デイサービス	10名	令和 2. 4. 1

山形県告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人みなあい 南陽市郡山602番地の11	障がい者自立支援センターさくら 南陽市二色根字綿打432番3	短期入所	令和2.4.1

山形県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 山形市緑町一丁目9番30号	希望が丘デイサポートまつかぜ 東置賜郡川西町大字下小松2045番地の20	生活介護	30名	令和2.4.1

山形県告示第286号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
酒田市 酒田市本町二丁目2番45号	酒田はまなし学園 酒田市住吉町10番24号	居宅訪問型児童発達支援	令和2.4.1

山形県告示第287号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定員	指定年月日
株式会社メグシィ 鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33	アドバンスメグシィ 鶴岡市新形町10番28号	児童発達支援	10名	令和2.4.1
株式会社メグシィ 鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33	アドバンスメグシィ 鶴岡市新形町10番28号	放課後等デイサービス	10名	同

山形県告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護医療院の開設者の名称 又は氏名	介護医療院の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
医療法人栄和会	介護医療院あすなる 鶴岡市本町二丁目2番35号	介護医療院サービス	令和 2. 3. 30

山形県告示第289号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社メグシィ 鶴岡市高坂字杉ケ沢72番地33	自立訓練事業所メグシィ 鶴岡市茅原町27番19号	自立訓練（生活訓練）	令和 2. 4. 1

山形県告示第290号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市泉町5番30号	短期入所センターおおやま 鶴岡市大山三丁目34番1号	短期入所	令和 2. 4. 1
社会福祉法人明松会 酒田市相沢字北森155番地	共同生活事業所 仲町ホーム 酒田市字仲町37番地	共同生活援助	同
社会福祉法人明松会 酒田市相沢字北森155番地	仲町ホーム 短期入所事業所 酒田市字仲町37番地	短期入所	同

山形県告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
社会福祉法人庄内町社会福祉協議会 東田川郡庄内町余目字大塚1番地2	障害者多機能型施設ひまわり園 東田川郡庄内町余目字猿田36番地3	生活介護	6名	令和 2. 4. 1

山形県告示第292号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定により、任意入院者等の診察を特定医師に行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	山形市桜町2番75号	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
医療法人社団斗南会 秋野病院	天童市大字久野本362番地の1	同
医療法人杏山会 吉川記念病院	長井市成田1888番1	同
社会医療法人公徳会 佐藤病院	南陽市柵塚948番地の1	同
公立置賜総合病院	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	同
山形県立こころの医療センター	鶴岡市茅原草見鶴51番地1	同

山形県告示第293号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会医療法人公徳会 若宮病院	山形市吉原二丁目15番3号	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
社会医療法人二本松会 かみのやま病院	上山市金谷字下河原1370番地	同
医療法人風心堂 小原病院	西村山郡河北町谷地字月山堂151番地1	同
医療法人社団清明会 新庄明和病院	新庄市大字福田806番地	同
社会医療法人公徳会 米沢こころの病院	米沢市アルカディア一丁目808番32	同
医療法人山容会 山容病院	酒田市浜松町1番7号	同

山形県告示第294号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院	山形市桜町2番75号	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
医療法人社団斗南会 秋野病院	天童市大字久野本362番地の1	同
医療法人杏山会 吉川記念病院	長井市成田1888番1	同
社会医療法人公德会 佐藤病院	南陽市柵塚948番地の1	同
公立置賜総合病院	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	同
山形県立こころの医療センター	鶴岡市茅原字草見鶴51番地1	同

山形県告示第295号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
東根市	計量法施行令第10条に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	令和2年6月1日	午前10時から 午後3時まで	神町公民館	一般社団法人 山形県計量協会
		同 月2日	午前10時から 午前11時30分まで	小田島公民館	
		同	午後1時から 午後2時30分まで	大富公民館	
		同 月3日	午前10時から 正午まで	神町公民館	
		同	午後1時から 午後2時30分まで	東郷公民館	
		同 月4日	午前10時から 午後2時30分まで	東根市役所 (北側車庫)	
天童市	同	同 月10日	午前10時から 午前11時30分まで	千布公民館	天童市農業センター
		同	午後1時から 午後3時まで	津山公民館	
		同 月11日	午前10時から 午前11時30分まで	高揃公民館	
		同	午後1時から 午後3時まで	天童市農業センター	
		同 月12日	午前9時30分から 午後2時30分まで		

尾花沢市	同	月17日	午前10時30分から 午後2時30分まで	尾花沢市役所車庫	
	同	月18日			
	同	月19日			
新庄市	同	月24日	午前10時30分から 午後2時30分まで	新庄市役所第2庁舎	
	同	月25日			
	同	月26日			
鶴岡市	同	年7月1日	午前10時30分から 午前11時30分まで	由良コミュニティセンター	
	同		午後1時から 午後2時まで	加茂コミュニティセンター	
	同		午後2時30分から 午後3時30分まで	湯野浜コミュニティセンター	
	同	月2日	午前9時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市農村センター	
	同	月3日	午前9時30分から 午後2時30分まで	出羽商工会本所	
	同	月6日	午前10時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市役所車庫棟	
	同	月7日	午前9時30分から 午後3時30分まで		
	同	月8日	午前9時30分から 午後3時30分まで		
	同	月9日	午前9時30分から 午後3時30分まで		
	同	月10日	午前9時30分から 午後2時30分まで		
	金山町	同	月14日	午前10時30分から 午後2時30分まで	金山町役場
	最上町	同	月15日	午前10時30分から 午後2時30分まで	最上町産業振興センター
舟形町	同	月16日	午前10時30分から 午後2時30分まで	舟形町役場車庫	
真室川町	同	月17日	午前10時30分から 午後2時30分まで	真室川町中央公民館	
大蔵村	同	月20日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大蔵村中央公民館	
鮭川村	同	月21日	午前10時30分から 午後2時30分まで	鮭川村役場 (西側車庫)	
戸沢村	同	月22日	午前10時30分から 午後2時30分まで	戸沢村役場	

村山市	同 年8月4日	午前10時から 午後2時30分まで	甌葉プラザ (正面玄関前徳内広場)
	同 月5日	午前10時から 午後2時30分まで	
	同 月6日	午前10時から 午前11時30分まで	袖崎地域市民センター
	同	午後1時から 午後3時まで	勤労青少年ホーム
庄内町	同 月19日	午前11時から 午後2時30分まで	庄内町役場立川支所 (北側車庫)
	同 月20日	午前11時から 午後2時30分まで	庄内町余目第二公民館
三川町	同 月21日	午前11時から 午後2時30分まで	三川町役場車庫
大石田町	同 年9月7日	午前10時30分から 午後2時30分まで	大石田町役場車庫
鶴岡市	同 月14日	午前11時から 午後2時30分まで	羽黒体育センター
	同 月15日	午前11時から 午後2時30分まで	藤島地域スクールバス 車庫
	同 月16日	午前11時から 午後2時30分まで	鶴岡市櫛引庁舎車庫
	同 月17日	午前11時から 午後2時30分まで	鶴岡市朝日庁舎
	同 月24日	午後1時から 午後3時30分まで	鼠ヶ関公民館
	同 月25日	午前9時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市温海庁舎

山形県告示第296号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
鶴岡市	計量法施行令第10条に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	令和2年6月1日から 同 年12月18日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の 所在場所又は指定定期 検査機関が指定する場 所	一般社団法人 山形県計量協会
新庄市				
村山市				
天童市				
東根市				
尾花沢市				

大石田町			
金山町			
最上町			
舟形町			
真室川町			
大蔵村			
鮭川村			
戸沢村			
三川町			
庄内町			

山形県告示第297号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号
令和2年4月2日
106
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社ソイビーン
取締役社長 佐藤 美枝子
鶴岡市道形町10-10
- 3 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米 国内産大豆
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域
山形県
- 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
今 井 智 久	鶴岡市羽黒町荒川字水沢124-1	玄米、大豆	国内産農産物に限る。

山形県告示第298号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	尾花沢市大字尾花沢5152番地の543	令和 2. 3. 30

山形県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	渡 邊 英 俊	最上郡最上町大字大堀253番地
同	菅 義 勝	同 法田185番地
同	柴 崎 栄 行	同 向町1287番地
同	佐 藤 嘉 信	同 法田793番地
同	五 十 嵐 一 春	同 向町729番地
同	阿 部 一 郎	同 月楯146番地
同	菅 正 春	同 若宮173番地
監 事	金 田 勝 雄	同 月楯304番地
同	中 嶋 正 喜	同 若宮154番地
同	菅 忠 男	同 志茂486番地

山形県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	渡 邊 英 俊	最上郡最上町大字大堀253番地
同	菅 義 勝	同 法田185番地
同	佐 藤 嘉 信	同 793番地
同	五 十 嵐 一 春	同 向町729番地
同	阿 部 一 郎	同 月楯146番地
同	菅 正 春	同 若宮173番地
同	佐 藤 弘 一	同 向町349番地
監 事	金 田 勝 雄	同 月楯304番地
同	寺 崎 靖 利	同 志茂430の3番地
同	須 貝 好 行	同 本城130番地

山形県告示第301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営亀岡西地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営亀岡西地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
高島町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年4月10日から同年5月14日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営漆山地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営漆山地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
南陽市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和2年4月10日から同年5月14日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、笹川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	百 瀬 一 徳	鶴岡市羽黒町上野新田字段之松21番地1
同	山 口 三 郎	同 仙道字聖宮50番地

山形県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 赤湯停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市赤湯字西川原2824番50から 同 二色根字堤端75番7まで	旧	37.0 <small>メートル</small> } 18.0	119 <small>メートル</small>
同 上	新	20.5 <small>メートル</small> } 18.0	同 上

山形県告示第305号

令和元年7月県告示第201号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和元年8月5日から同年12月20日まで

（変更後） 令和元年8月5日から令和2年3月6日まで

山形県告示第306号

令和元年9月県告示第281号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和元年9月9日から同年12月13日まで

（変更後） 令和元年9月9日から令和2年2月28日まで

山形県告示第307号

令和元年10月県告示第350号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前） 令和元年9月17日から同年12月13日まで

（変更後） 令和元年9月17日から令和2年2月28日まで

山形県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
長井市平野及び西置賜郡小国町北部
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年8月5日から令和2年3月6日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ計測）

山形県告示第309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町大字大滝地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年9月9日から令和2年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）

山形県告示第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町大字沼沢地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年9月17日から令和2年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第311号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市の北部
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）